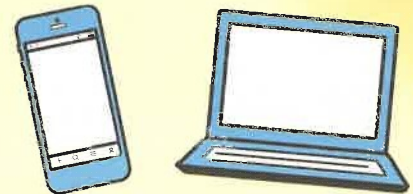


食品営業許可申請・届出は、 「食品衛生申請等システム」による オンラインでお願いします！

これまで、食品の営業許可の申請・届出の手続きは窓口での受付のみでしたが、スマートフォン等をお持ちの方は、厚生労働省が導入した「食品衛生申請等システム」を利用することにより、以下の手続きを行うことができます。

- ① 営業許可の申請 ② 営業の届出
- ③ ①②に係る変更・廃業・地位の承継の届出

(同システムで申請・届出を行った施設に限る。)



※申請に対する実地検査や手数料の納入などは、引き続き対面での対応が必要です。また、営業許可については、手続後、実地検査で施設基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

手順1 「食品衛生申請等システム」を利用するためのアカウントの作成方法について

「食品衛生申請等システム」にログインするためには、アカウントの作成（IDの取得、パスワードの設定）が必要です。厚生労働省ホームページのアカウント作成ページから作業を進めてください。

なお、詳細な手順につきましては、次の二次元バーコードにより厚生労働省が作成したアカウント作成動画や栃木県が作成したアカウント登録手順書を参考にしてください。

手順1

厚生労働省アカウント作成ページ
アカウントの作成はこちら



参考

アカウント作成動画



アカウント登録手順書



手順2 「食品衛生申請等システム」を利用した営業許可申請・届出の登録の手続きについて

ご自身がお持ちのスマートフォン等から、「食品衛生申請等システム」（食品等事業者の方はこちらから）の二次元バーコードによりログインID及びパスワード入力画面にアクセスし、営業施設情報等を入力します。

なお、詳細な手順につきましては、厚生労働省が作成した営業許可申請等に係る動画や栃木県が作成した営業許可申請手順書等を参考にしてください。

手順2

食品衛生申請等システム
食品等事業者の方はこちら



参考

営業許可申請動画



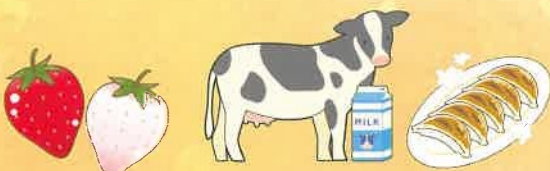
営業届出動画



営業許可申請手順書



営業届出手順書



手順3 インターネットによる営業許可申請・届出時の添付書類について

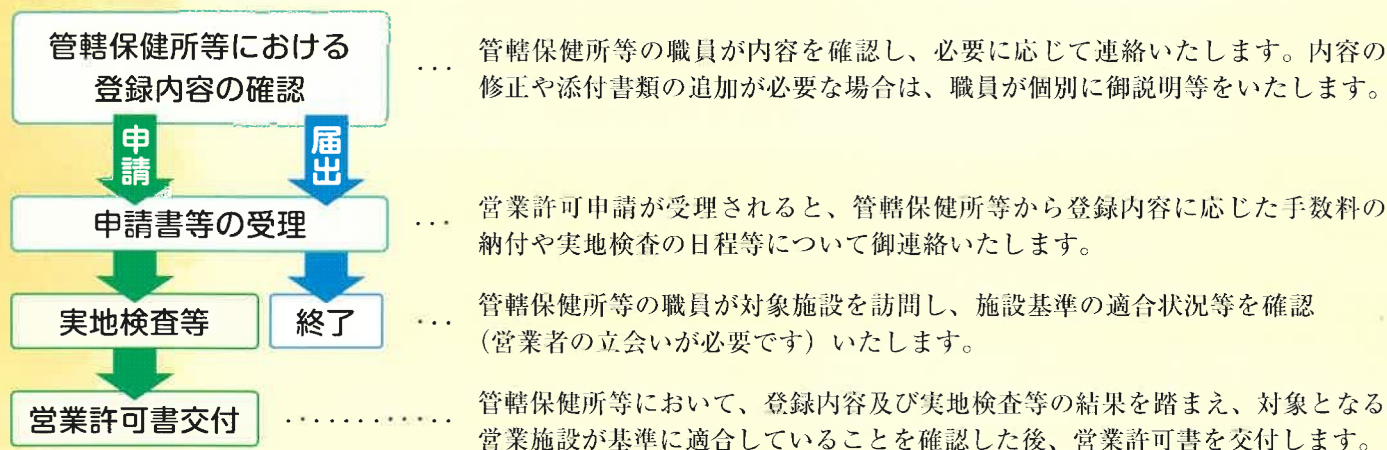
食品の営業許可の申請又は届出の手続きの際に添付が必要な書類は以下のとおりです。

手続き種別	添付書類（画像）
営業許可申請	・施設の構造及び設備を示す図面 ・水質検査の結果（井戸水等であって飲用適の水を使用する場合） 〔水道水、専用水道、簡易専用水道等を利用する場合は添付不要〕 ・食品衛生責任者の資格を証する書類※
営業届出	・食品衛生責任者の資格を証する書類※

※申請・届出時において、関係書類の添付は必須ではありません。詳しくは下記の管轄保健所等にお問い合わせ願います。

手順4 営業許可の申請又は届出におけるオンライン登録完了後の対応について

「食品衛生申請等システム」による食品の営業許可の申請又は届出におけるオンライン登録完了後の対応については、以下のとおりです。



問い合わせ先（「厚生労働省」ヘルプデスクの御案内）

システム利用にあたっての操作方法等についての質問は、以下のとおりヘルプデスク（厚生労働省設置）にお問い合わせ願います。

平日

受付時間：8：30～18：00

電話：044-577-7356（代表）

随時

メール：TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp

「よくあるご質問」について



※質問される前に
御一読ください

栃木県内保健所等電話番号一覧

営業許可申請又は届出の記載内容等についての質問は、管轄保健所等にお問い合わせ願います。

受付時間：平日 8:30～17:15

宇都宮市保健所：028-626-1110

県西健康福祉センター：0289-64-3028

今市健康福祉センター：0288-21-1066

県東健康福祉センター：0285-83-7220

県南健康福祉センター：0285-22-4235

栃木健康福祉センター：0282-22-4121

県北健康福祉センター：0287-22-2364

安足健康福祉センター：0284-41-5897



栃 木 県